

建 技 第 230-1 号
令和 2 年 8 月 26 日

本庁関係各課長 様
出先機関の長 様

建設技術企画課長

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領に係る一部改正について(参考通知)

このことについて、下記のとおり農地工事（施設機械）について対象工事を追加したので参考までにお知らせします。

記

1. 改正要領(内容は別添のとおり)

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領
(令和元年 7 月 29 日付け建技第 219 号)

2. 主な改正内容

対象工事に土地改良事業等請負工事積算基準〔施設機械〕の工種区分に提供する農地工事の追記。

3 その他

令和 2 年 7 月 17 日付け 建業第 102 号の 3、建技第 183 号の 3、建工第 26 号の 3「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」により通知したとおり、当面の間、試行要領の真夏日を「日最高気温が 30 度以上の日」を「日最高気温が 28 度以上の日」と読み替えて対応することを申し添えます。

担当 技術調査班 佐々木
TEL (054) 221-2168